

議案第四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（港区個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 港区個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

付則第三条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港区職員の分限に関する条例の一部改正）

第二条 港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（港区職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（港区プールの衛生管理に関する条例の一部改正）

第四条 港区プールの衛生管理に関する条例（昭和五十年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

（港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条の第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（説明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行による刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を改める必要があるため、本案を提出いたします。